

議案第28号

石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成18年石垣市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項第1号中「排出汚水量が別表に定める基本料金の汚水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。」を「使用日数が15日を超えないとき、基本使用料の2分の1の使用料及び従量使用料」に改め、同項第2号中「排出汚水量が別表に定める基本料金の汚水量の2分の1を超えるときは、第1項の規定により算定した額」を「使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本使用料及び従量使用料」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 使用水量及び用途を認定したときは、前各号に準じて算定する。

第14条に次の1項を加える。

5 使用料の徴収については、下水道条例第35条の例による。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

基本使用料

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1～10 ^{m³}	50円／ ^{m³}
			11～20 ^{m³}	70円／ ^{m³}
			21～30 ^{m³}	100円／ ^{m³}
			31～40 ^{m³}	130円／ ^{m³}
			41 ^{m³} ～	150円／ ^{m³}
業務用排水 ※水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用)を含めて営業用とし、それを業務用排水に適用する		800円	1～10 ^{m³}	80円／ ^{m³}
			11～20 ^{m³}	110円／ ^{m³}
			21～30 ^{m³}	140円／ ^{m³}
			31～40 ^{m³}	170円／ ^{m³}
			41 ^{m³} ～	195円／ ^{m³}

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公営企業である下水道事業は、汚水処理に係る費用を受益者負担及び独立採算の原則に基づき下水道使用料で賄うべきところであるが、現行の下水道使用料では汚水処理費用を賄っていないことから、持続的かつ安定的な経営の健全化を図ることを目的に、下水道使用料を改定する必要があるため、条例を一部改正する。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成18年石垣市条例第5号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用料)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 使用月の中途において施設の使用を開始し、休止又は廃止した場合の使用料は、次の各号による。</p> <p>(1) <u>排出汚水量が別表に定める基本料金の汚水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。</u></p> <p>(2) <u>排出汚水量が別表に定める基本料金の汚水量の2分の1を超えるときは、第1項の規定により算定した額</u></p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>基本料金</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 使用月の中途において施設の使用を開始し、休止又は廃止した場合の使用料は、次の各号による。</p> <p>(1) <u>使用日数が15日を超えないとき、基本使用料の2分の1の使用料及び従量使用料</u></p> <p>(2) <u>使用日数が15日を超えたとき、1か月とした基本使用料及び従量使用料</u></p> <p>(3) <u>使用水量及び用途を認定したときは、前各号に準じて算定する。</u></p> <p><u>5 使用料の徴収については、下水道条例第35条の例による。</u></p> <p>別表(第14条関係)</p> <p>基本使用料</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

種別\区分		水量	料金
一般家庭排水	基本料金	10立方メートルまで	600円
	超過料金	11～20立方メートルまで	70円/m ³
		21～30立方メートルまで	80円/m ³
		31立方メートル以上	90円/m ³
業務用排水	基本料金	10立方メートルまで	800円
	水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用を含めて)営業用とし、それを業務排水用に適用する。	11～30立方メートルまで	90円/m ³
		31～50立方メートルまで	105円/m ³
		51立方メートル以上	120円/m ³

改正後（案）

種別	区分	基本使用料	従量使用料	
			排出汚水量	使用料
一般家庭用排水		600円	1～10m ³	50円／m ³
			11～20m ³	70円／m ³
			21～30m ³	100円／m ³
			31～40m ³	130円／m ³
			41m ³ ～	150円／m ³
業務用排水 ※水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用)を含めて 営業用とし、それを業務用排水に適用する		800円	1～10m ³	80円／m ³
			11～20m ³	110円／m ³
			21～30m ³	140円／m ³
			31～40m ³	170円／m ³
			41m ³ ～	195円／m ³